

令和 8 年度加美町農業委員会 第 2 回定例総会議事録

令和 8 年 5 月 2 5 日（月）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和8年度第2回定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和8年5月25日（月）午後1時30分～午後1時58分
- 2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室
- 3 出席委員（農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員5名）

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	3番	坂 上 昌 哉
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
〃	13番	澁 谷 涼 子
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁
〃		今 野 真 優

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第3号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第4号	農地転用許可後の工事進捗状況報告について
日程第6	報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7	報告第6号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第8	議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9	議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第10	議案第7号	農用地利用集積等促進計画(案)について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐 藤 美智子
農業委員会事務局農地係長	嶋 津 寿 則
農業委員会事務局技師	田 生 遥 菜

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第2回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和8年度 加美町農業委員会 第2回定例総会を開催いたします。

挨拶は割愛させていただきます。

それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となり、議事を進行していただきます。会長よろしくお願いします。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員5名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、4番 菅野守委員、5番 佐藤健喜委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第3号 非農地証明書の交付について

＊議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第3号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

＊事務局（嶋津寿則係長） 報告第3号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。

令和8年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

報告書番号1・2

申請地 字町裏の田 2筆

現況 宅地・私有道路

昭和40年3月、昭和52年9月に転用許可を受け、事業計画の通り利用していましたが地目変更を行わず現在に至るものです。

〔 議案書に記載のとおり2件の証明書交付について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第3号を終了いたします。

日程第5 報告第4号 農地法第4条の規定による許可書返戻について

＊議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第4号 農地法第4条の規定による許可書返戻について、事務局より報告いたします。

＊事務局（嶋津寿則係長） 報告第4号 農地法第4条の規定による許可書返戻について。このことについて、農地法第4条第1項の規定により許可したものに係る許可書の返戻があったので報告いたします。

令和8年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

報告書番号 1

申請地 字矢越の田

許可内容 平成 6 年 1 0 月 2 5 日付け 居宅新築による住宅用地への転用

返戻事由 事業計画者が令和 4 年 1 2 月に亡くなり、相続を受けた申請人において
居宅建築の予定がないことから許可書の返戻を行ったもの。

現地につきましては盛土の整地と樹木の植樹、また庭石の設置が行われておりましたが、樹木及び庭石を撤去し農地の状態に戻します。当面の間は、後ほどの議案に上程されている一時転用地として賃貸し、今後の利用を検討していきたいとのことでございます。

〔 議案書に記載のとおり 1 件の許可書返戻について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 4 号を終了いたします。

日程第 6 報告第 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

*議長（板垣文一会長） 日程第 6、報告第 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（嶋津寿則係長） 報告第 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和 8 年 5 月 2 5 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり 1 件の合意解約について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 5 号を終了いたします。

日程第7 報告第6号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、報告第6号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（嶋津寿則係長） 報告第6号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和8年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔議案書に記載のとおり3件の工事完了報告について説明〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第6号を終了いたします。

日程第8 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（嶋津寿則係長） 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和8年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり6件の許可申請について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について、13番 澁谷涼子委員お願いします。

*13番（澁谷涼子委員） 5月22日に譲渡人、譲受人双方へ電話にて聴き取り調査を行い現地を確認して参りました。譲受人は1年程前に加美町へ転居され、隣接する農地で作物を耕作していきたいという意向から今回の売買に至りました。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

- *議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局（田生遥菜技師） 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和8年5月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり3件の許可申請について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番、2番について4番 菅野守委員お願いします。

- *4番（菅野守委員） 5月15日、嶋津係長、田生技師、佐藤健喜委員、高橋勤推進委員同行の上、現地調査をして参りました。

申請番号1番につきまして、申請地は現在空き家になっている譲渡人自宅前の農地で、登記地目上は田となっておりますが、現況は木々が生い茂り土盛りされた雑種地でございました。譲受人である事業者の所有するアパートに現在駐車場がないため、近隣である申請地に駐車場を設置するための申請であります。木々を伐採し、砂利敷きを行うのみで盛土は行わないため土砂の流出はございません。雨水は敷地内に自然浸透とするため周辺農地への支障はないものとし、許可相当と判断しました。

申請番号2番につきましては、売買による宅地分譲用地造成のための申請でございます。申請地は、田2筆となっておりますが、現況は1枚の田になっておりまし

た。盛土は行いますが、土留め用の擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。用排水施設はなく、雨水は申請地の道路北側側溝へ排出。汚水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号３番について高橋勤推進委員をお願いします。

*（高橋勤推進委員） 申請番号３番につきまして、５月１５日、譲受人の担当者立会いのもと現地調査を行って参りました。隣接する新庁舎建設に伴う工事の、現場事務所及び駐車場の設置を行うため、譲渡人から一時的にお借りするものです。現況は畑または雑種地で樹木や庭石がございましたが、それらを撤去後、鉄板を敷き現場事務所を設置します。雨水は自然浸透または東側と南側側溝へ放流するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第１０ 議案第７号 農用地利用集積等促進計画(案)について

*議長（板垣文一会長） 日程第１０、議案第７号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（嶋津寿則係長） 議案第７号 農用地利用集積等促進計画(案)について。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和８年５月２５日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり５件の促進計画について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第7号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。
- これより審議を行います。5番 佐藤健喜委員は申請番号1番、5番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後1時55分〉

- *議長（板垣文一会長） これより申請番号1番、5番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号1番、5番についての採決を行います。
- お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番、5番については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。
- それでは、5番 佐藤健喜委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後1時56分〉

- *議長（板垣文一会長） 続いて申請番号2番から4番について審議を行います。2番 畠山智史委員は申請番号2番の審議開始から4番の終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後1時56分〉

- *議長（板垣文一会長） これより申請番号2番から4番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号2番から4番についての採決を行います。
- お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号２番から４番については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

それでは、２番 畠山智史委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後１時５７分〉

＊議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和８年度加美町農業委員会 第２回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後１時５８分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名する。

令和８年５月２５日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 菅 野 守

署名委員 佐 藤 健 喜